

著作権法改正と障害者サービス

南 亮一（国立国会図書館）
cgms@ndl.go.jp

【本日お話しする内容】

- 1 利用者の観点からみた著作権の構造
- 2 障害者サービスと著作権の関係：今とこれから

1 利用者の観点からみた著作権の構造

【参考資料】

・南亮一「教えて！著作権 第1回 著作権とは？著作物を利用する、とは？」情報管理 53(7), 2010. 10, p. 381-395.

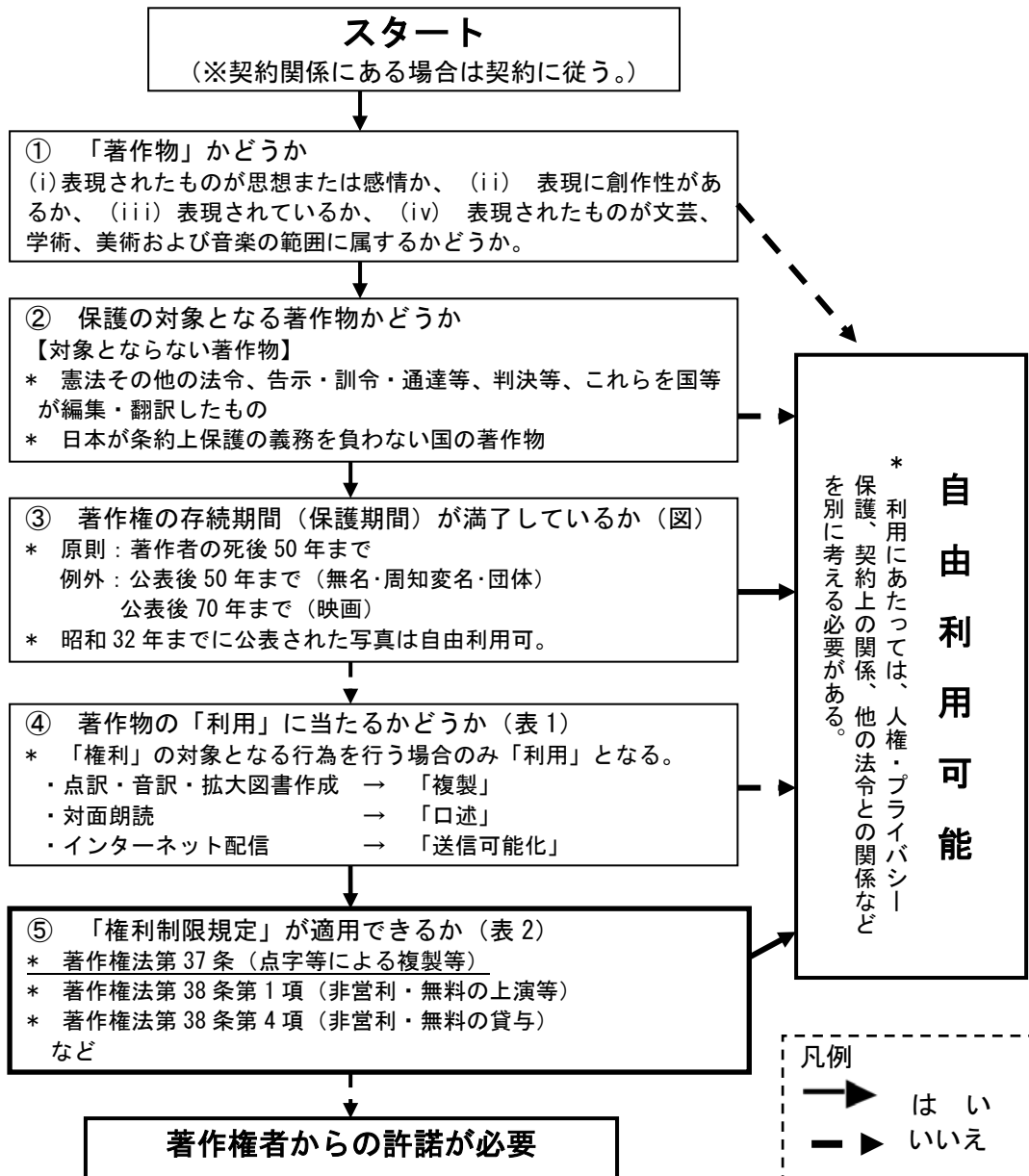
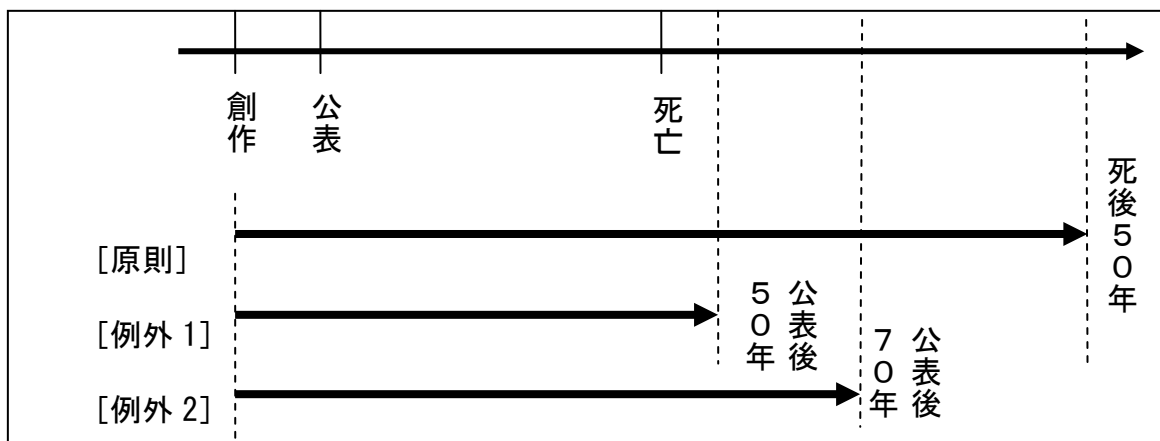


図 著作権の保護期間の模式図



- [原則]：実名で公表した著作物、周知の変名で公表した著作物など
 [例外 1]：著作者の名義を付けずに公表した著作物、周知でない変名で公表した著作物、
 団体名義の著作物
 [例外 2]：映画の著作物

【重要な例外】

- ・昭和 32 年までに公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅。
 - ・昭和 28 年までに公表された映画の著作物(※)の著作権は、すべて消滅。
- ※ 昭和 45 年までに創作された映画の著作物のうち、個人が著作者であるものについては、その個人の死後 38 年まで保護される。

表 1 著作権の対象となる行為

行為	及ぶ権利	内容
未公表の著作物の公表	公表権 (18 条)	公表されていない著作物を著作者に無断で公表する行為。日記や手紙、未公開作品の公開などの場合に問題となる。
著作物の公表時の著作者の氏名の表示	氏名表示権 (19 条)	著作物の公表の際に著作者に無断で氏名を表示し、または著作者に確認せずに特定の方法で著作者の名義を表示する行為。既に表示されている場合においてそのままの表示を行うことや、公正な慣行に従って著作者名の表示を省略することは無断で行ってもよい。
著作物の無断改変等	同一性保持権 (20 条)	著作物の題号や内容を著作者に無断で改変したり、タイトルを勝手に付けたりする行為。著作物の利用の性質上やむを得ない場合などの場合には無断で行ってもよい。
複製	複製権 (21 条)	印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する行為。筆写、プリントアウト、ダウンロード等も含まれる。
公の上演・演奏	上演・演奏権 (22 条)	脚本を上演し、楽曲を演奏・歌唱する行為。レコードを再生する行為など、上演・演奏を録音録画したものを再生する行為も含まれる。
公の上映	上映権 (22 条の 2)	著作物を映写幕その他の物に映写する行為。静止面の映写や不特定少数への異時映写も含まれる。
公衆送信	公衆送信権 (23 条 1 項)	公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと。アップロード行為(送信可能化)を含む。「同一の構内」での送信(プログラム以外)や特定少数への送信は除かれる。

公の伝達	伝達権 (23 条 2 項)	公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達する行為。街頭テレビ、待合室でテレビやラジオなどを流すことなどが含まれる。
公の口述	口述権 (24 条)	言語の著作物を朗読その他の方法により公に口頭で伝達する行為。実演に該当する場合は「上演」になる。
公の展示	展示権 (25 条)	美術の著作物又は未公表の写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利。
公の頒布	頒布権 (26 条)	映画の著作物の複製物を公に貸与し、又は譲渡する行為。ビデオやDVDの新品の販売や貸出しなどが含まれる。
公の譲渡	譲渡権 (26 条の 2)	映画の著作物以外の著作物の複製物を公に譲渡する行為。中古販売は除かれる。「譲渡権」の対象となる。
公の貸与	貸与権 (26 条の 3)	映画の著作物以外の著作物の複製物を貸与する行為。
翻訳・翻案等	翻訳・翻案権 (27 条)	翻訳、翻案、変形などを行う行為。

[著作権の対象とはならない行為の一例]

- ・紙媒体の出版物などを閲覧させる行為（マンガ喫茶など）
- ・出版物の展示（本の展示会など）
- ・絵本の表紙を切り抜いてポスターなどに貼り付ける行為
- ・新聞記事を切り抜いてスクラップを作る行為

表 2 主な権利制限規定

権利制限規定	関係する権利	権利制限規定の内容
私的利用のための複製 (30 条)	複製権	自分自身や家族、親しい友人が使う目的で著作物をコピーしたり録画したりダビングしたりする場合に適用される。コンビニエンスストアのコピー機でのコピーやビデオデッキでの放送番組の録画などが該当する。 DVD録画デッキやMD録音デッキなどで録音録画する場合には、機器や媒体にあらかじめ「私的録音録画補償金」が上乗せされている。 ※ H21 改正により、情を知って違法サイトから音楽・映像をダウンロードした場合には適用されないこととなった。
図書館等における複製 (31 条)	複製権	図書館のコピーサービスや保存目的の媒体変換、他の図書館の請求に応じて絶版資料を蔵書にするために所蔵館でマイクロ製品を作成する場合などに適用される。コピーサービスの場合には、「著作物の一部分」「一人につき一部」「調査研究目的に限定」など、様々な厳しい条件が付されている。 ※ H21 改正により、国立国会図書館の蔵書を保存目的によりデジタル化することができるようになった。
引用 (32 条 1 項)	すべての著作権	自分の著作物の中に別の著作物を取り込む場合に適用される。ただし、「主従関係」、「明瞭区分性」、「出所の表示」などの要件をクリアする必要がある。
教科用図書等への掲載 (33 条)	複製権	いわゆる「検定教科書」「教師用指導書」に著作物を掲載する場合に適用される。著作者への通知と文化庁長官が定める補償金の支払いが必要。 ※ 教科書レーダーや参考書、教科書準拠問題集へは適用されず。
拡大教科書の作成 (33 条の 2)	複製権	教科用図書（いわゆる「学校教科書」）を拡大した図書（拡大教科書）を作成する場合に適用される。ただし、教科書会社

		への通知が必要。なお、営利目的の場合には著作権者への補償金の支払いが必要。
授業での使用のための複製 (35 条 1 項)	複製権	教育機関での授業を担当する人や受講する人が授業で使うために必要な範囲内で著作物を複製する場合に適用される。
試験問題としての複製等 (36 条)	複製権 公衆送信権	試験問題に著作物を掲載する場合に適用される。 「赤本」や問題集等には適用されず。
点字による複製・公衆送信 (37 条 1・2 項)	複製権 公衆送信権	点字図書の作成、点字データの複製やネットワーク配信に適用される。営利目的でも適用がある。
録音図書の作成・公衆送信 (37 条 3 項)	複製権 公衆送信権	点字図書館等において、視覚障害者への貸与のために公表された著作物を録音する場合と音声データをネットワーク配信する場合に適用される。 ※ H21 改正により、①行為主体の範囲の拡大、②複製物の使用目的の拡大、③行為対象物の範囲の縮小、④行為種類の拡大、⑤市販物がある場合の適用除外がなされた。(後述)
リアルタイム字幕の作成・公衆送信 (37 条の 2)	複製権 公衆送信権	聴覚障害者情報提供施設等において、放送・有線放送される著作物を専ら聴覚障害者のために音声文字にしてリアルタイムの送信を行うことができるという規定。 ※ H21 改正により、①行為主体の範囲の拡大、②複製物の使用目的の拡大、③行為対象物の範囲の拡大、④行為種類の拡大、⑤市販物がある場合の適用除外がなされた。(後述)
非営利・無料の上演等 (38 条 1 項)	上演・演奏権 口述権 上映権	営利を目的とせず、聴衆や観衆から料金を徴収しない場合には、自由に著作物を上演、演奏、口述、上映することができるという規定。様々な場面で適用されている。
家庭用受信装置を用いた著作物の伝達 (38 条 3 項後段)	伝達権	市販のテレビやラジオを使った場合には、たとえ営利目的であったとしても、テレビ放送やラジオ放送を不特定の人などに視聴させることができるという規定。定食屋さんや理髪店、喫茶店、銭湯などでテレビやラジオが流されている場合などに適用される。
非営利・無料の貸与 (38 条 4 項)	貸与権	営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金を徴収しない場合には、自由に図書や雑誌、音楽 CD、絵画、写真などを貸与することができるという規定。ビデオや DVD ソフトなどの映画ソフトには適用されない。
特定非営利施設による無料の映画の著作物の複製物の貸与 (38 条 5 項)	頒布権 (貸与によるものに限定)	視聴覚センターや公立図書館が、利用者から料金を徴収しないときは、補償金を支払いさえすればビデオソフトや DVD ソフトを貸し出すことができるという規定。 ※ H21 改正により、聴覚障害者用の字幕・手話付きビデオソフト等の貸出にも適用されることに。
翻訳、翻案等による利用 (43 条)	翻訳・翻案権	42 条まで列記されている権利制限規定の一部につき、翻訳や翻案まで拡大して利用することを許容する規定。 ※ H21 改正により、音声化等の場合は、これまで翻訳しかできなかったのが、変形・翻案も可能となった。
複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (47 条の 4)	譲渡権	複製権の権利制限規定に基づき作成した複製物のほとんどにつき、譲渡権が及ばないこととした規定。31 条 1 号、35 条 1 項、36 条 1 項、42 条に基づく場合は映画の著作物の複製物の譲渡には適用されない。 * H21 改正により、条文番号が 47 条の 9 に。また、視覚障害者等のために作成した録音物等の譲渡も対象に含めることに。

2 障害者サービスと著作権との関係：今までとこれから

【参考】

- ・[「平成 21 年通常国会 著作権法改正について」](#)（文化庁ホームページ）
- ・文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律」コピライト，2010. 1, p. 21-50.
- ・同「著作権法施行令の一部を改正する政令等について」コピライト，2010. 10, p. 21-38.
- ・南亮一「2009 年著作権法改正によって図書館にできるようになったこと：障害者サービスに関して」[図書館雑誌](#)，2010. 7, p. 430-433. (DINF ホームページに転載)
- ・[「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」](#)（平成 22 年 2 月 18 日）（[社団法人日本図書館協会ホームページ](#)）

(1) 点字による複製・インターネット配信関係（著作権法第 37 条第 1 項・第 2 項）

- ・点字図書や点字データを製作したり、これらの貸出・提供・インターネット配信をすることは、仮に営利目的であっても、有料であっても、すべて自由。
- * 翻訳も可。翻案（リライトなど）をする場合には、録音等の方の規定（第 3 項）を適用。この場合にはこの条文よりも様々な制約に服することに（後述）。
- * なお、①製作対象資料、②製作する人・団体、③用途の制約はありません。

（視覚障害者等のための複製等）

第 37 条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

- 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）を行うことができる。

【注】2009 年改正ではこの部分の改正はありませんでした。

(2) 録音図書・拡大図書・テキストデータ等の作成（第 37 条第 3 項）

- ・録音図書、拡大図書、テキストデータのように、活字の状態では認識が難しい人（「視覚による表現の認識に障害のある者」）が認識しやすいような形で媒体変換し、それをこれらの人たち（視覚障害者等）に向けて貸し出したり、譲渡したり、インターネット配信したりすることが可能。

- 3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第 102 条第 4 項において「視覚障害者等」という。）ⁱ⁾の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものⁱⁱ⁾は、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）ⁱⁱⁱ⁾^①について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式^{iv)}により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでないⁱⁱⁱ⁾^②。

【注】2009 年改正により、大幅に内容が変わりました。便利になったことと不便になったことがあります。

以下詳しく説明します。

ア	製品やデータを使う（借りる、譲り受ける、受信する）ことができる人は？
イ	製品やデータを製作・貸出・インターネット配信などができる施設の範囲は？
ウ	製作等してもよい資料の種類は？
エ	手を加えたり作り直したりしてよい範囲は？

ア 製品やデータを使う（借りる、譲り受ける、受信する）ことができる人は？

従来の「視覚障害者」のみから、「視覚による表現の認識に障害のある者」に拡張されました。

① 「視覚による表現の認識に障害のある者」の範囲

→ 「別表 1 に例示する状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」（ガイドライン第 4 項）

別表 1

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

② 確認方法

→ 「図書館は別表 2 「利用登録確認項目リスト」を用いて、前項に該当することについて確認する」（ガイドライン第 5 項）

別表 2

※ガイドラインに基づき、図書館職員が「視覚による表現の認識に障害のある者」を判断するための一助としてこのリストを作成する。以下の項目のいずれかに該当する場合は、図書館の障害者サービスの利用者として登録ができる。（本人以外の家族等代理人によるものも含む）

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	障害者手帳の所持 [] 級
	精神保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳（愛の手帳）の所持 [] 級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている

	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

(障害の種類) 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動-上肢、運動-移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫
(適用例) 東京都立図書館の例 ([東京都立図書館視覚障害者等サービス要綱](#) (平成 22 年 3 月 9 日 21 中図サ情第 325 号) [様式 2] (東京都立図書館 HP の「点字・録音資料目録」のページ))

イ 製品やデータを製作・貸出・インターネット配信などができる施設の範囲は？

従来の点字図書館だけでなく、公立図書館、大学図書館、学校図書館、国立国会図書館などもできるようになりました。

○著作権法施行令第 2 条

<p>(視覚障害者等のための複製等が認められる者)</p> <p>第二条 法第三十七条第三項(法第八十六条第一項及び第二百一条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)</p> <p>イ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設</p> <p>ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設</p> <p>ハ 国立国会図書館</p> <p>ニ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設</p> <p>ホ 図書館法第二条第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)</p> <p>ヘ 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)第二条の学校図書館</p> <p>ト 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の三の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム</p> <p>チ 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人(法第二条第六項に規定する法人をいう。以下同じ。)のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの</p> <p>2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。</p>
--

※ 施行令第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき文化庁長官の指定を受けた施設等

- ・ 特例民法法人日本障害者リハビリテーション協会
- ・ 特定非営利活動法人ロバの会
- ・ 特定非営利活動法人奈良 D A I S Y の会
- ・ 特定非営利活動法人点訳・音声訳集団一歩の会
- ・ 特例民法法人伊藤忠記念財団 (以上は平成 22 年 4 月 1 日付け)
- ・ 愛知県(ただし、愛知芸術文化センター愛知県図書館が実施する業務に限る。)(平成 22 年 8 月 11 日付)
- ・ 堺市(ただし、堺市立点字図書館が実施する業務に限る。)(平成 22 年 9 月 28

日付け)

※ ボランティアグループによる複製等の扱い

ボランティアグループによる複製等については、以下の 2 つの場合は行えることとされています。

- ① 公共図書館等の意思に基づき、この者の代わりに行う場合
- ② 視覚障害者等本人の行う複製等の手足となって行う場合

ウ 製作等してもよい資料の種類は？

従来は特に資料の種類に制限はありませんでしたが、この法改正により、①「視覚著作物」への限定、②市販品等の除外の 2 つが新たに設けられました。

① 「視覚著作物」：「視覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているもの」（視覚著作物）に限定。

- * 従来は何でもよかったのですが、これにより、音声の対象外となるため、ラジオ放送の録音、音楽 CD などが対象外となりました。
- * 「視覚著作物」に限定されているといっても、録音図書のダビングまで対象外とされているわけではありません。既存の録音図書をダビングする場合にも本項が適用されます。
- * 音の絵本、布の絵本のように、視覚と視覚以外の感覚の両方によって表現が認識される著作物も対象に含まれます。
- * 映画や放送番組において、映像部分の解説音声とともに元の映画や放送番組に収録されている映像・音声・音楽を録音録画して提供することも認められます。
→ 視覚著作物が併存していれば、視覚著作物以外の著作物が含まれてもよい、ということ。

② 同一方式で市販されているものを除外：「当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは・・・出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆の提供又は提示が行われている場合」は、変換対象から除かれます。

- * 以下のものは変換対象に含むものとする。（ガイドライン第 9 項（1））
 - a) 当該視覚著作物の一部を提供するもの
 - b) 録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの
 - c) 利用者の要求がデージー形式の場合、それ以外の方式によるもの
 - d) インターネットのみの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りではない）

〔確認手段〕（ガイドライン第 9 項（2））

→ 別表 3 を参照。オンデマンド出版も含む。障害等への具体的な配慮や販売予定が示されている場合に限る。

（資料種別と具体的配慮内容）

例：音声デージー、マルチメディアデージー（収録データ方式）、大活字図書（字体とポイント数）、テキストデータ、触ってわかる絵本、リライト

（販売予定日と製作の可否）（ガイドライン 9 項（3）・（4））

- (i) 販売予定のものの場合、販売予告提示から販売予定日が 1 ヶ月以内までのものを「提供又は提示された資料」として取り扱う。予定販売日から 1 ヶ月経過しても販売されない場合は製作可とする。

- (ii) 製作開始後に販売情報が出された場合には、製作を中止する必要もなく、また、完成後の貸出・譲渡等も行えるものとする。ただ、この場合であっても、自動公衆送信（インターネット配信）は中止することとする。

- ③ 対象となる資料は、著作権法第 31 条第 1 項の場合とは異なり、自館で所蔵している資料に限定されません。

エ 手を加えたり作り直したりしてよい範囲は？

従来は、翻訳しかできませんでした。それが、2009 年法改正により、翻訳・変形・翻案が可能となりました。したがって、平面の作品を立体化すること（布の絵本、立体絵本の作成）、色彩の変更（利用者の状態により配色を変更した絵本を作成）、中身のリライト（知的障害者向けに易しい内容に書き換える）なども可能となります。

→ 「次に掲げる方式等、視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスすることを保障する方式をいう」（ガイドライン第 6 項）

録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデジター、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SP コードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

（翻訳、翻案等による利用）

第 4 3 条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

一～三 （略）

四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案

五 （略）

(3) 対面朗読

対面朗読は、「口述」（著 2 条 1 項 18 号）に該当します。このため、口述権（著 24 条）の対象となります。非営利・無料の場合には、自由に行うことができます（著 38 条 1 項）が、この場合には、朗読者に報酬を支払うことができません（同条ただし書）。朗読者に報酬を支払いたい場合には、交通費・弁当代等の「実費」として支払うか、朗読以外の業務も行う人という位置づけで雇用し、給与を支払う等の方策を考える必要がある。

* 対面朗読時に朗読内容を録音し、録音物を利用者に持って帰ってもらうことは、37 条 3 項により可能になりました。

(4) 聴覚障害者等向けサービス

聴覚障害者等向けサービスには、①音声を文字や手話に変換し、それを媒体に固定して提供するサービスと、②映画やテレビ放送の映像に字幕や手話を付加して提供するサービスの 2 種類が考えられます。図書館が自由で行えるのは、そのうち②のみで、しかも、映像に字幕や手話を付加したものは、聴覚障害者等への貸出しにしか使用することができないこととなっています。

【要件】

- ・ 対象施設：聴覚障害者情報提供施設、図書館（大学、公共、学校）
- ・ 「聴覚著作物」（聴覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、

又は提示されているもの) に限定。※聴覚著作物に付随している視覚著作物も固定可能。

- ・ 翻訳・翻案も可能。(要約なども可能となる)
- ・ 同一方式の市販のものがある場合には対象外。
- ・ 貸出し時に補償金の支払いが必要 (38 条 5 項)
- ※ 元の映像が入っていないければ 38 条 4 項が適用されるため、補償金の支払いは不要となる。(例) ラジオ番組の音声に字幕や手話を映した映像を固定したものを貸し出す、など。

(聴覚障害者等のための複製等)

第 37 条の 2 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者 (以下この条及び次条第 5 項において「聴覚障害者等」という。) の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式 (聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。) により公衆に提供され、又は提示されているもの (当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。) について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第 79 条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

- 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信 (送信可能化を含む。) を行うこと。
- 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること (当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)